

## 在留証明の電子化に関するご案内

2025 年 3 月 24 日以降、電子化した在留証明(e-証明書)のオンライン交付制度が開始されます(当面は一部の在外公館での試験運用となる見込みです)。これに伴い、国税庁ホームページに掲載されている「輸物品販売場制度に関する Q & A」が改定され、日本国籍を有する免税購入対象者に対して免税販売する場合の確認書類には、在留証明について電磁的記録で提供されるもの(e-証明書)や e-証明書を書面に印刷したものを含むことが示されました。

免税販売に際し、この e-証明書等の提示を受けた場合の対応について、会員の皆様から「e-証明書の真正性はどの程度確認すれば良いのか」、「e-証明書のデータ対応をしないと免税販売できないのか」、「データ保存をする場合、どのように対応すればよいのか」といった声が寄せられましたので、免税店の態様に応じ、その考え方を整理いたしました。

なお、免税店での免税販売に係るオペレーションを統一する観点から、免税店の判断により「e-証明書については、書面で出力したものを持参した場合のみ免税販売を行う」といった対応を採ることも考えられます。この点、外務省から在外邦人に対しては次のとおり外務省HPで周知されています。

在留証明(e-証明書)はダウンロードし書面に印刷することができます。また、この書面は、免税店での免税手続における証明書類(在留証明)として用いることができます。e-証明書での手続ができるかは、前もって各免税店にご確認ください(免税店においては、引き続き書面の提出を求めることがあるため、**e-証明書を書面に印刷して持参した方がスムーズに免税購入手続を行える可能性があります**)。

| ケース                                       |                             | 対応方法                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【ケース 1】<br>e-証明書(紙出力したもの)の提示または提出を受けた場合※1 | (1)店舗の端末で<br><u>文字入力する</u>  | e-証明書に記載された情報の提供を受ける購入記録情報の備考欄に提供を受けた情報(在、発給年月日、証明書番号、アクセスコード)を設定する。<br><br>または、従来通りの情報(在、在外公館名称、発給年月日、本籍、発給番号(e-証明書の場合は証明書番号))を入力することも可とする。                                                               |
|                                           | (2)店舗の端末で<br><u>文字入力しない</u> | 現行制度(写しの提出を受けて紙または画像にて保管)と同様の対応。                                                                                                                                                                           |
| 【ケース 2】<br>e-証明書の提示<br>又は提供を受けた<br>場合※1   | (1)店舗の端末で<br><u>文字入力する</u>  | 【ケース 1】(1)と同様の対応を行う。                                                                                                                                                                                       |
|                                           | (2)店舗の端末で<br><u>文字入力しない</u> | 例えば次の方法で取得し又は提供を受けた e-証明書等を保存※2。<br>なお、購入記録情報の備考欄には「データ保存適用」と設定します。<br><br>○事業者の端末で e-証明書に記載されている QR コード(検索サイト)にアクセスし、該当の日本人一時帰国者の情報が表示されたページを画面印刷(スクリーンショット/ハードコピー)する。<br><br>○免税店のメールアドレスに e-証明書の提供を受ける。 |

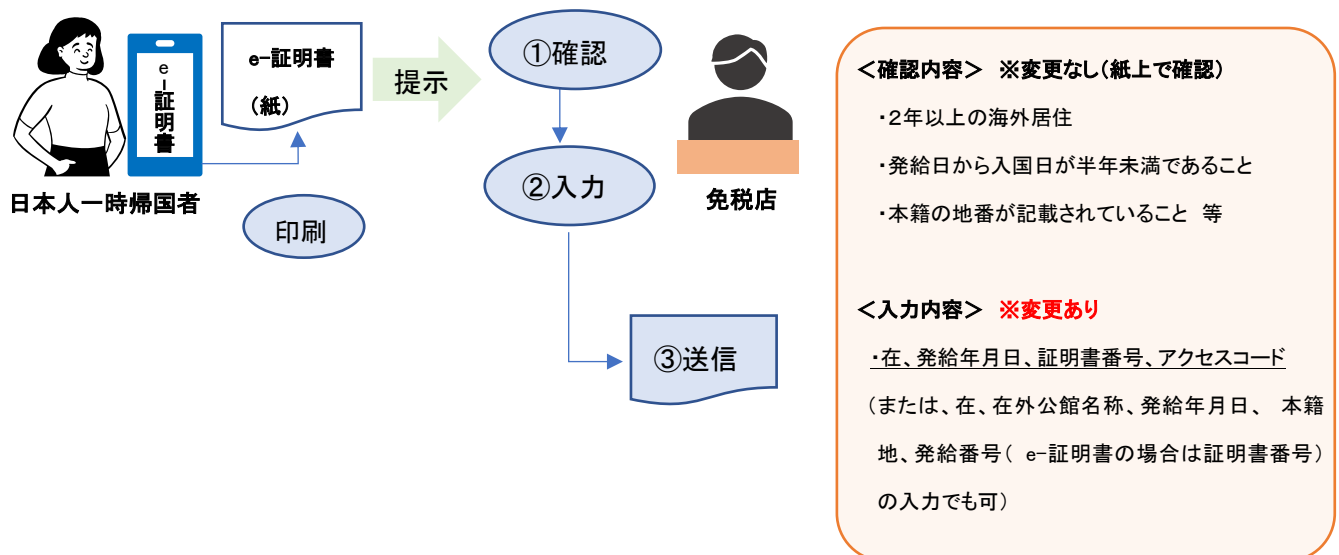
※1 免税店の判断により(税務リスクを踏まえ必要に応じ)、e-証明書の真正性を在留証明に記載されている QR コード又は URL(検索サイト)からアクセスの上、確認してください。

※2 e-証明書をデータのまま保存する場合には、電子帳簿保存法上の「電子取引」に準じて一定の要件に従い、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、保存する必要があります。電子帳簿保存法上の要件など詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)」や「電子帳簿保存法一問一答(Q&A)」をご参照ください。

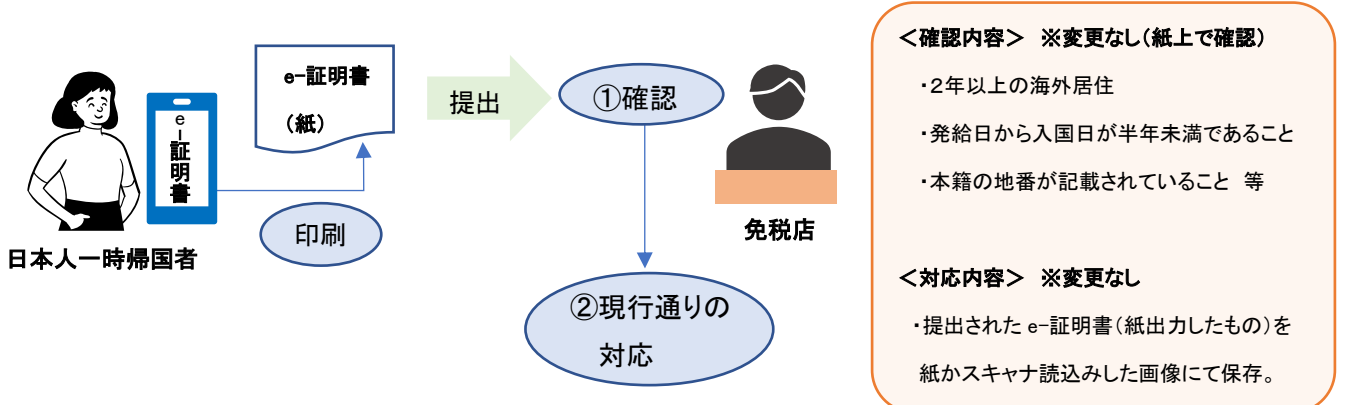
また、免税店における e-証明書の対応に関しては、観光庁、経済産業省及び国税庁から別添のとおり、周知リーフレットが公表されていますので、併せてお知らせします。

#### 免税店での対応イメージ

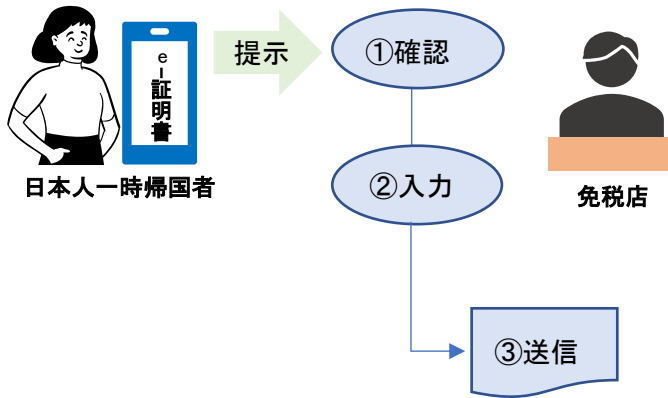
##### 【ケース 1(1)】e-証明書(紙出力したもの)の提示を受けた場合(店舗の端末で文字入力する)



##### 【ケース 1(2)】e-証明書(紙出力したもの)の提出を受けた場合(店舗の端末で入力しない)



【ケース 2(1)】e-証明書の画面の提示を受けた場合（店舗の端末で文字入力する）



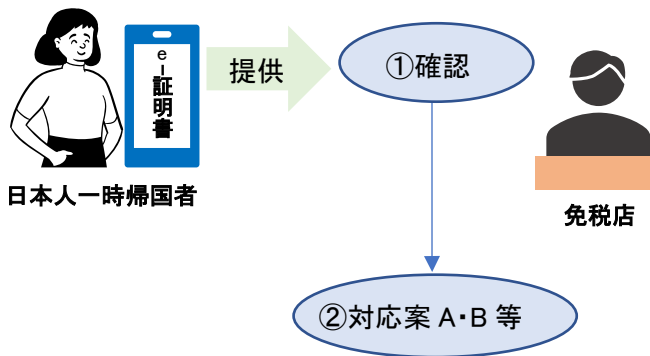
＜確認内容＞ ※変更なし（画面上で確認）

- ・2年以上の海外居住
- ・発給日から入国日が半年未満であること
- ・本籍の地番が記載されていること 等

＜入力内容＞ ※変更あり

・在、発給年月日、証明書番号、アクセスコード  
（または、在、在外公館名称、発給年月日、本籍地、  
発給番号（e-証明書の場合は証明書番号）の入力  
でも可）

【ケース 2(2)】e-証明書の提供を受けた場合（店舗の端末で文字入力しない）



＜確認内容＞ ※変更なし（提供を受けた内容で確認）

- ・2年以上の海外居住
- ・発給日から入国日が半年未満であること
- ・本籍の地番が記載されていること 等

＜対応方法＞ ※変更あり

対応案 A：店舗の端末で e-証明書に記載されている QR  
コードにアクセスし、該当の日本人一時帰国者  
の情報が表示されたページを画面印刷（スク  
リーンショット／ハードコピー）し電子保管。

対応案 B：該当の日本人一時帰国者から店舗のメール  
アドレス等に e-証明書を送付してもらい、受領し  
たものを電子保管。